

## 宮代町議会災害時対応要領（案）

### （目的）

第1条 この要領は、宮代町において地震その他の事象による災害発生時の宮代町議会及び宮代町議会議員（以下「議員」という。）の対応等を定めることにより、宮代町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）と連携を図り、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与することを目的とする。

### （支援本部の設置）

第2条 宮代町議会議長（以下「議長」という。）は、町対策本部が設置されたときに、これを協力及び支援する必要があると認めた場合は、宮代町議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を議会室に設置することができる。

### （支援本部の組織）

第3条 支援本部は、支援本部員14人をもって組織し、議員をこれに充てる。

2 支援本部に、本部長、副本部長、本部役員及び本部員を置く。

3 本部長は、議長の職にある者をもって充て、支援本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

4 副本部長は、宮代町議会副議長（以下「副議長」という。）の職にある者をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部役員は、各会派の代表者にある議員及び議長があらかじめ指名する議員をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、支援本部の事務に従事する。

6 本部員は、議員（議長、副議長、各会派の代表者にある議員及び議長があらかじめ指名する議員を除く。）をもって充て、本部長の命を受け、支援本部の事務に従事する。

### （支援本部の事務）

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

（1）支援本部員の安否、連絡方法等の確認を行うこと。

（2）町対策本部から災害情報の報告を受け、支援本部員に情報提供を行うこと。

（3）支援本部員から災害情報を収集、整理し、町対策本部に情報提供を行うこと。

（4）被災地及び避難所等の調査を行うこと。

（5）その他本部長が必要と認める事項に関すること。

### （支援本部員の対応）

第5条 支援本部員の対応は、次に掲げるとおりとする。

（1）自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。

（2）被災地及び避難所等で情報収集を行い、本部長に報告をすること。

（3）支援本部から情報提供を受け、被災地における支援活動に協力をすること。

（4）被災者に対する相談又は助言を行うこと。

### （災害発生時の参集）

第6条 本部長、副本部長、本部役員及び本部員は、地震その他の事象により、町

内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本部長が別に定める基準に従い、本部長が指定する場所に参集するものとする。

(議会事務局の対応)

第7条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務局長は、町対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、支援本部に情報提供する。

(2) 事務局職員は、支援本部の事務に従事する。

(支援本部の廃止)

第8条 本部長は、町対策本部が廃止されたときは、支援本部を廃止するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支援本部長が必要と認めるときは、支援本部を廃止することができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、平成29年3月30日から施行する。